

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府

2 構造改革特別区域の名称

大阪IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

大阪府の全域

4 構造改革特別区域の特性

大阪府では、中小企業が府内全企業数の99%以上を占め、製造品出荷額等では中小規模事業所の割合が全体の65.4%を占めるなど、大阪は中小企業のまちと言われている。これらの中小企業の中には、他にはない独自のものづくりの技術を有する企業や独自の技術で大阪発の新産業を創出する企業も多く、大阪の産業・経済を中心となって支えている。このように、大阪の産業・経済の持続的な発展を続けていくためには、中小企業の活力の維持・向上が不可欠であり、中小企業で働く従業員の人材育成や職業能力の向上がきわめて重要である。

また、大阪経済は、中国をはじめとするアジア向け輸出の拡大や、これに伴う生産、設備投資の増加などにより回復基調が続いており、中小企業の景況感にも改善が見られるようになってきている。これにより、大阪の雇用失業情勢は回復基調が続いており、完全失業率は低下傾向にあるものの、依然、近畿や全国よりも高い水準にあるのが現状である。一方、有効求人倍率は上昇傾向にあり、平成16年以降は全国平均を上回っている。このように、有効求人倍率が全国平均を上回っているにもかかわらず完全失業率が全国より高いのは、雇用のミスマッチが大きな要因のひとつであると考えられる。雇用のミスマッチは、サービス産業化の進展や非正規労働者の大幅な増加などの雇用形態の多様化、中途採用を中心とする企業の即戦力志向の高まりなど、労働力の需要に大きな変化が生じたことが原因のひとつであると考えられ、雇用のミスマッチ解消のためには、企業の求める即戦力として活用できる人材の供給が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、講座を受講し、修了することで「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験が免除される特例を受けることができることから、当該構造改革特別区域計画の認定を受けることは、これらの情報処理技術者の国家試験合格を目指す方にとってより強い動機づけとなる。このことにより、大阪府において、より多くの優秀な情報処理技術者の育成、輩出することが期待でき、府内の中小企業に対し、企業が求める質の高い情報処理に関する技術者を供給することが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

情報処理技術者の国家試験のうち、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」は、情報処理に関する技術者としての知識・技能の水準が一定以上であることを認定する最も基本となる試験として位置づけられている。これらの情報処理に関する一定の知識・技能を有する技術者を育成することは、大阪の産業・経済を中心になって支える中小企業の活力の維持・向上に資するとともに、府内の中小企業が求める即戦力として活用できる人材の供給を促し、雇用のミスマッチの解消につながることになる。これにより、大阪の産業・経済を持続的に発展させることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

情報処理に関する一定の知識・技能を有する技術者を増やすことにより、府内の中小企業の活性化、効率化を図ることができるとともに、企業が求める即戦力として活用できる優秀な人材を多数供給することにより、雇用のミスマッチの解消が期待される。このことにより、府内の雇用状況が改善されて労働力資源の最適化が図られることから、大阪の産業・経済を持続的に発展させることができる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 ＜第8次大阪府職業能力開発計画＞

大阪府では、「だれもが等しくいきいきと、働く喜びの中で自己実現が図れる社会の形成」と「大阪の産業・経済の発展を支える中小企業の人材育成」を目指して、平成18年9月に「第8次大阪府職業能力開発計画」を策定し、大阪の産業・経済の発展を支える中小企業の人材育成を推進している。

＜eーやんか大阪Ⅱ ～ユビキタス大阪戦略の実現をめざして～＞

大阪圏を元気あふれる情報都市圏として官民連携のもと推進するための戦略として策定された「eーやんか大阪」(平成15年6月)に続き、ユビキタス社会に対応した情報の利活用の観点から、大阪都市圏の再生に向けた情報通信戦略を考える「eーやんか大阪Ⅱ ～ユビキタス大阪戦略の実現をめざして～」を平成18年4月に策定した。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145)修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を
免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人大阪経済法律学園 大阪経済法科大学

所在地：大阪府八尾市楽音寺6-10

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会（JACC）

所在地：東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」（CIW併用コース）

別添資料1のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣又は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験である「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会（JACC）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

ただし、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が

提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格試験の試験項目：下表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146)修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人大阪経済法律学園 大阪経済法科大学

所在地：大阪府八尾市楽音寺6-10

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会（J A C C）

所在地：東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」（C I W併用コース）

別添資料2のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣又は独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

ただし、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が

提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格試験の試験項目：下表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。